

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 （国通知のほか、以下の点に留意すること）
非常災害に対する具体的な計画 （条例第8条第2項）	（非常災害対策） 第8条 1 （略） 2 軽費老人ホームは、その立地条件を踏まえた非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害が発生した場合の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 3 （略）	第1の「7 非常災害対策」 (1)、(2) （略） (3)「非常災害に対する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいうこと。なお、この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている軽費老人ホームにあってはその者に行わせること。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている軽費老人ホームにおいても防火管理者の責任者を定め、その者に消防計画の策定等の業務を行わせるものとする。なお、軽費老人ホームにおける火災の防止等については、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）」等により別途通知しているので留意すること。	(1) 計画の作成に当たっては、施設のおかれた立地条件及び施設の実態、地域の状況も踏まえ検討を行うこと。特に、施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、水防法に基づき指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在しているか否かを確認し、当該区域に所在している場合はその災害を想定した防災訓練、避難体制について計画に盛り込むこと。 (2) 計画については、緊急時の体制（連絡体制、避難誘導体制等）、避難経路、避難場所等の確保、被災後の安全確認、市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保など施設の実態に応じた必要な事項を定めておくこと。
利用料の受領 （条例第16条）	（利用料の受領） 第16条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けるこ	第5の「3 利用料等の受領」 (1) 入所者1人1ヶ月当たりの基本利用料は、基準第16条第1項第1号に定める	(1) 利用料の取り扱いについては、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い

項目	条例（抜粋）	国通知（抜粋）	今回の県通知 (国通知のほか、以下の点に留意すること)
	<p>とができる。</p> <p>(1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）</p> <p>(2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）</p> <p>(3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）</p> <p>(4) 居室に係る光熱水費</p> <p>(5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。</p>	<p>「サービスの提供に要する費用」、同項第2号に定める「生活費」及び同項第3号に定める「居住に要する費用」の合算額以下とする。</p> <p>(2) 同条第1項第1号に定める「サービスの提供に要する費用」</p> <p>ア 「サービスの提供に要する費用」は、旧通知の「事務費」をいうこと。</p> <p>イ 当該費用については、入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限とすること。なお、設定にあたっては、地域の実情その他の事情を総合的に勘案するよう努めること。</p> <p>(3) 同条第1項第2号に定める「生活費」</p> <p>ア 生活費とは、「食材料費及び共用部分に係る光熱水費」のほか、共用部分に係る維持管理に要する費用など、当該施設において通常予測される生活需要のうち、入所者個人の専用でないものに係る費用をいうものである。</p> <p>イ 同条第3項の規定により算定される額を上限とすること。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p>	<p>指針について（平成20年5月30日付け老発第0530003号）及び「島根県軽費老人ホームの利用料等に係る取扱基準等の策定について」（平成21年3月31日付け高第729号。以下、「県取扱基準」という。）の規定を遵守すること。</p> <p>(2) 条例第16条第1項第1号に定める「サービスの提供に要する費用」及び同条第3項に定める「生活費」の上限として「知事が定める額」とは、県取扱基準において定める額とする。</p>